

EA対策コース はじめに

資格の学校
TAC

当コースは、『U.S.CPA 学習経験者』を対象とし、効率よくEA試験合格を目指していただくためのコースです。

《当コースに含まれる教材》

下記3つの教材が含まれています。

- ① **GLEIM教材** ※GLEIM Online演習ソフトを含む。
- ② 『**厳選問題要点ノート**』 ※左記の**問題文翻訳集**もご用意しています。
- ③ **GLEIMテキスト問題集『全問ポイント日本語解説集』**(補助レジュメ)

※TACのU.S.CPA総合本科生コースご受講された方でU.S.CPA(TAX)最新教材の入手を希望される場合、U.S.CPA総合本科生 再受講制度をご活用ください。

《税法の数値改訂について》

EA試験では、一部の数値を正確に覚えていることが要求されます。

(但し、選択肢より、推測が可能な場合もあります。)

2024年5月1日～2025年2月28日までの試験期間は、

2023年度申告の数値での出題となります。

※重要数値等の**改訂レジュメ**は受講生サイトより無料ダウンロード可(毎年4月頃)。

EA試験概要

EA試験は、3つの科目(Part)から構成されています。

試験科目(Part)	出題内容(EA演習講義回数)	2022～2023 合格率
Part 1: Individuals	連邦個人所得税および連邦贈与税・相続税 が出題される。(講義全3回)	60%
Part 2: Businesses	事業関連の連邦税法 が出題される。(講義全4回)	68%
Part 3: Representation, Practice, and Procedures	税務代理業務および諸手続き が出題される。(講義全3回)	70%

各科目**3.5時間**のコンピュータ試験となり、**各科目100問の四択問題**が出題されます。1問あたりの解答時間は2分程度が目安となります。各科目100問のうち**15問はプレテスト問題**となり、採点の対象にはなっていません(85問のみが採点対象)。
※ 試験終了時に**試験結果**が表示されます(**スコア105～130が合格**)。

2年間有効な科目合格制度があり、どの科目から受験・合格しても構いませんが、Part1⇒2⇒3の順序で学習・受験することをお勧めします。

学習の流れ【Point #1】

問題ランク分け

TACでは、GLEIMテキスト問題集に掲載されている問題について、下表の3つにランク分けしています。効率よく演習を進めてください。

Aランク	U.S.CPA試験(REG&TCP)と重複する基本的な問題 ※一部、FAR(財務会計)・BAR(管理会計)の内容を含む。 ※2023年末までのU.S.CPA試験(REG)学習経験者も同様。
Bランク	EA試験特有の上級論点(細かい論点)を含む問題
Cランク	合否には影響が少ない余力がある方向けの問題 ※チャレンジ問題または細かすぎる暗記が要求される問題をCランクとしています。

※「問題ランク表」もご活用ください。

学習の流れ【Point #2】

合格までの流れ

① 講義にて
“厳選問題”

② 残りの問題演習

③ ランダム100問
(模擬試験)

短期合格

3つのパート(科目)に共通する内容

講義にて、GLEIMテキスト問題集及びOnline演習ソフトから主に**A及びBランクの厳選問題とその要点**を当パワーポイント資料を用いて解説します。

講義で扱わなかった**GLEIMテキスト問題集の残りの問題**を中心に、補助レジュメの「**全問ポイント日本語解説集**」を見ながら効率的に演習を行って下さい。

GLEIMは**問題集での75%以上の正答率を合格レベル**としています。**A及びBランクのみで十分合格が可能**です。

GLEIM Online演習ソフト(<https://www.gleim.com>)にログインし科目を選択⇒**Test Bank**にて**Practice Exam (CREATE PRACTICE EXAM)**をクリック⇒Select All Study Unitsをクリックし全Unitを選択後、Nextをクリック⇒いずれもランダムを選択⇒問題数を100問に設定⇒Finishをクリック⇒**PC画面上でランダム100問演習(模擬試験)**にチャレンジして下さい。50問終了時に**15分休憩**。

コンピュータ形式のEA試験

Question: 7
Section: Test Prep Practice Exam
Section Time Remaining: 02:17:38
Progress: 6%
Finish Test

Test: Special Enrolled Exam Part 1
Candidate: UCHIDA Junko

Bill purchased a home for his principal residence January 1, 2014. However, from December 31, 2015, to December 31, 2017, another location served as Bill's principal residence. Bill's basis in the home was \$300,000, and he sold the home for \$600,000 on December 31, 2018. What is Bill's recognized gain on the sale of the home?

Calculator

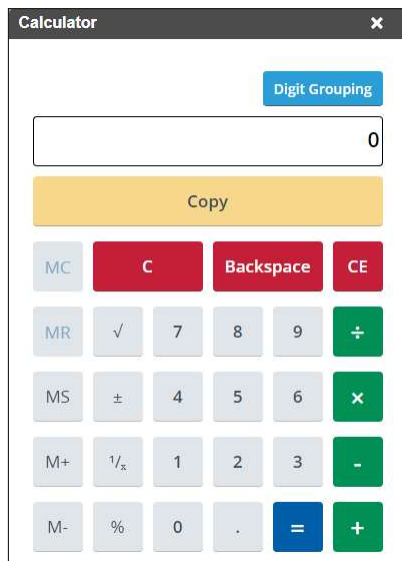
A. \$50,000
B. \$250,000
C. \$120,000
D. \$300,000

Review画面の表示

Flag: 見直したい問題は旗ボタンをクリックしておく。

Back: 前問に戻る。
Next: 次問に進む。

PC画面上の電卓



(注) PC画面上の電卓以外に、
通常の卓上電卓も配布されます。

REVIEW 画面

Section Review

Section Time Remaining 02:14:10

Progress 6%

Finish Test

Filter by:

- Unattempted
- Attempted
- Flagged

Clear

Unattempted:
未回答の問題のみ順に表示。

Attempted:
回答済みの問題のみ順に表示。

Flagged: ←お勧め!
旗を付けた問題のみ順に表示。

Finish Test:
試験を終了する。

1 2 3 4 5
6 7 8 9 10
11 12 13 14 15
16 17 18 19 20
21 22 23 24 25
26 27 28 29 30
31 32 33 34 35
36 37 38 39 40
41 42 43 44 45
46 47 48 49 50
51 52 53 54 55
56 57 58 59 60
61 62 63 64 65
66 67 68 69 70
71 72 73 74 75

< Back Next >

USCPA試験のTAXとの違い

EA試験の出題範囲は、
USCPA試験のTAXと
学習項目は重複している。

但し、EA試験では、USCPA試験よりも、
深く細かい税法知識が要求される。

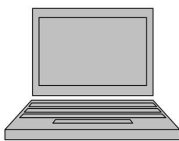
税金を課すIRSが出題者であること。

(注)EA試験のPart 3は、他のパートと比べ、学習項目の重複度合いが低いといえる。また、より高い英語力が求められる。

Part 1 Individuals 目次

Study Unit 1-12 INDIVIDUAL INCOME TAX (連邦個人所得税)		講義 ③
SU1	Filing Requirements (申告義務)	
SU2	Gross Income I (総所得)	
SU3	Gross Income II (総所得)	
SU4	Business Deductions (事業経費の控除)	
SU5	Above the Line Deductions and Losses (調整総所得前控除および損失)	
SU6	Itemized Deductions (項目別控除)	④
SU7	QBI Deduction, AMT and Other Taxes (適格事業所得控除、代替ミニマム税、その他の税)	
SU8	Tax Credits and Payments (税額控除、前払税金等)	
SU9	Property Transactions: Basis and Dispositions (資産取引: ベーシスと処分)	
SU10	Related Parties, Business Property, and Installment Sales (関係者間取引、事業用資産、割賦販売)	
SU11	Nonrecognition Property Transactions (非課税の資産取引)	⑤
SU12	Individual Retirement Accounts (個人退職年金口座)	
Study Unit 13-14 GIFT AND ESTATE TAX (連邦贈与税・相続税)		
SU13	Gift Tax (贈与税)	
SU14	Estate Tax (相続税)	

Part 1 Individuals 問題数



GLEIM Online演習ソフト 問題数: **1,419**問

うち、**285**問が **GLEIMテキスト問題集**に掲載されている。



厳選問題

154問

問題集: 75問★
Online: 79問

Aランク	U.S.CPA試験内容と重複する基本的な問題	128問(44.9%)
Bランク	EA試験特有の上級論点(細かい論点)を含む問題	117問(41.1%)
Cランク	チャレンジ問題	40問(14.0%)

※GLEIMテキスト問題集掲載問題のうち、講義で演習する厳選問題には、「問題ランク表」および補助レジュメ「全問ポイント日本語解説集」内に★マークを付けてある。

FORM 1040 連邦個人所得税申告書

※トランプ政権による「個人所得税」の税制改正の多くは、2018年度申告より適用され、2025年12月31日に失効する時限法となる。

※**コロナ救済措置法**: Coronavirus Aid, Relief, and Economic Security (CARES) Act
や**米国救済計画法**: American Rescue Plan (ARP) Act による2023年度の税制改正は、一時的なものであるが、その一部がEA試験に出題される。

GROSS INCOME

– Above the Line Deductions

= **ADJUSTED GROSS INCOME**

– Itemized Deductions or Standard Deduction

– Qualified Business Income Deduction

= **TAXABLE INCOME**

× Tax Rate

= **INCOME TAX**

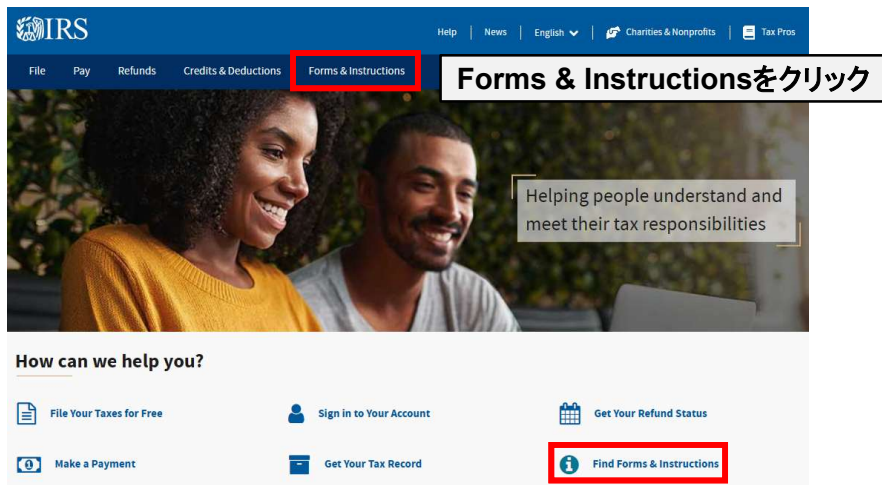
+ Alternative Minimum Tax (AMT) / SE Tax / Other Taxes

– Tax Credits / Payments

= **TAX LIABILITY OR REFUND**

申告書・その他の調書のダウンロード

ダウンロード先: IRSホームページ <http://www.irs.gov/>



※主要なフォームは、補助レジユメ「全問ポイント日本語解説集」の巻末資料: フォーム集に掲載している。

Part 1

STUDY UNIT 1 FILING REQUIREMENT 申告義務

GLEIMテキスト問題集 計20問ランク内訳 [Online 計102問]

A7問(35.0%) B11問(55.0%) C2問(10.0%)

- 1-1 Preliminary Work to Preparer Tax Returns**
(申告書作成のための準備)
- 1-2 Filing Status**
(申告資格)
- 1-3 Filing Requirements**
(申告義務)
- 1-4 Dependents**
(扶養家族)
- 1-5 Dependent's Unearned Income**
(扶養家族の不労所得)
- 1-6 Nonresident and Dual-Status Aliens**
(非居住外国人・二重資格を有する外国人)

SU1-Q1**1-1. Preliminary Work to Prepare Tax Returns** **Bランク**

Which taxpayer information is necessary to have before preparing a tax return?

- A. Immigration status.
- B. Age of an individual.
- C. Marital status.
- D. All of the information is needed.

<メモ> EA試験では、納税者の立場ではなく「申告書作成者」としての立場から問題を解く必要がある。

<演習履歴> ○△×

SU1-Q1**Answer(D) is correct.**

出題トピック: 納税者の基本情報

Point !

Form 1040作成のための準備(preliminary work)

申告書作成業務を行うために、納税者から下記を入手する。

- ① 納税者の過年度の申告書
- ② 納税者の基本情報

- ・生年月日 (date of birth) と **年齢 (age)**
- ・**婚姻状況 (marital status)**
- ・扶養家族 (dependents) の有無
- ※ 社会保障番号(SSN)
個人納税者識別番号(ITIN) ←SSN取得資格がない外国人の場合
養子手続過程の納税者識別番号(ATIN)
- ・**国籍 (citizenship)**
- ・**米国滞在状況 (immigration status)**

- ③ 所得税申告に必要な書類 ※必要書類リストは補助レ巻末資料: フォーム集(F-3ページ)。
例: Form W-2(給与所得の源泉徴収票)、1099-INT/DIV(利子/配当等の支払調書)

<ポイント解説>

選択肢(A)(B)(C):すべて納税者から入手すべき情報である。∴**選択肢(D)**が正解。

When e-filing their federal return, a taxpayer who meets the requirements to file both Form 8938, Statement of Specified Foreign Financial Assets, and Form 114, Report of Foreign Bank and Financial Accounts, should

- A. Attach both forms to their federal return.
- B. Attach only the Form 8938 to their federal return and file the Form 114 through the Financial Crimes Enforcement Network's e-filing system.
- C. Attach only the Form 114 to their federal return as it contains the 8938 information.
- D. Send both forms in separately to the Internal Revenue Service.

出題トピック: 外国金融口座 & 資産の報告義務

<ポイント解説>

米国民・居住外国人は、銀行、証券会社、投資信託などの外国金融口座を保有する場合、以下2種類の報告書を提出しなければならない。これを怠ると、高額な罰則金が課せられる。なお、虚偽の報告をした場合には、さらに刑事罰の対象となる可能性がある。この報告義務は、マネーロンダリングや違法行為、外国源泉所得の申告漏れなどを防ぐことを目的としている。

① FinCEN Form 114: Report of Foreign Bank and Financial Accounts (FBAR)

提出先	FinCEN	提出期限	所得税申告書の提出期限と同じ。
-----	---------------	------	-----------------

1暦年のいずれかの時点において保有する米国外口座の合計残高が**\$10,000**超となる場合、Form 114を**Financial Crimes Enforcement Network: FinCEN**へ提出する必要がある。
 ※“電子申告(オンライン)”のみとなり、“口座保有者ごと”に報告要。
 ※口座の名義人でなくとも、署名権 (signature authority) を有していれば、報告義務が生じる。

② Form 8938: Statement of Specified Foreign Financial Assets

提出先	IRS	提出期限	所得税申告書の提出期限と同じ(※申告書に添付)。
-----	------------	------	--------------------------

外国金融資産の1課税年度中の年間最高合計残高が**\$75,000**(国外在住: \$300,000)または年度末の合計残高が**\$50,000**(国外在住: \$200,000)超となる場合、Form 8938をForm 1040に添付し**IRS**へ提出する必要がある(所得税の申告義務がなければ、提出不要)。
 ※外国法人の株式やパートナーシップの持分などの金融資産も含む。

※詳細は、補助レ全問解説集p.4を参照のこと。

Point !		1-2. Filing Status
Filing Status (申告資格) = 5種類の申告する形		
申告資格は、 課税年度末(暦年課税年度採用の場合12/31)の時点 で法的に結婚しているかどうかで、2つに大別される(※但し、配偶者の死亡年度・みなし独身の特例あり)。申告資格に応じて、適用される税率表や標準控除額 (standard deduction) 等が異なる。		
既婚者	(1) Married Filing Jointly: MFJ / Joint Return (夫婦合算申告) 課税年度末に結婚している夫婦が所得を合算して申告する形。 (Married at Y/E, NOT divorced 離婚, legally separated 法的別居) 片方にしか所得がない場合および一般的にはMFJを選択したほうが有利となる。 ※特例: 配偶者の死亡年度は、MFJ可。 (注): MFJを用いる場合、両者がsame taxable year (課税年度) でなければならない。 但し、same accounting method (現金主義、発生主義) を用いる必要はない。	
	(2) Married Filing Separately: MFS / Separate Return (夫婦個別申告) 課税年度末に結婚している夫婦がそれぞれ個別に申告する形。 片方の配偶者にしか所得がない場合でも、MFS可。 (注): MFSを用いる場合、両者がsame way (itemized or standard ded.) でなければならない。 (注): コミュニティ・プロパティ州居住の場合、夫婦合算所得を50:50に分割し個別申告を行う。	
独身者	(3) Qualifying Surviving Spouse / Qualifying Widow(er) (適格寡婦(夫)) <適格寡婦(夫)の主な要件> ① 配偶者と 死別 し、課税年度末の時点で独身であること。 配偶者の死亡年度の翌年とその次の年の 2年間 に限り、用いることができる。 ② 当課税年度の『 1年間 』、扶養家族である『 子供 』(※継子・養子・孫を含む。但し、里子を除く。)と同居しており、家計維持費の50%超を負担していること。	

Point !		1-2. Filing Status								
独身者 (続き)	(4) Head of Household: HOH (特定世帯主) <特定世帯主の主な要件> ① 課税年度末の時点で独身(※特例: みなし独身も含む)であり、Qualifying Surviving Spouseに該当しない。 ② 当課税年度の『 半年 』超の期間にわたり、扶養家族である『 親族(3親等以内の親族) 』(※里子も含む。)と同居しており家計維持費(※食住のみ)の50%超を負担していること。但し、 扶養家族である親とは同居している必要はない 。学校・休暇・入院などによる“一時的な別居”期間については同居していたとして扱う。									
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">親</td> <td>◎ 扶養家族 (dependent)</td> <td>× 同居不要 例: 老人ホーム</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">子供</td> <td>◎ 扶養家族 (dependent) 【※注】</td> <td>◎ 『半年』超同居</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の『親族』</td> <td>◎ 扶養家族 (dependent)</td> <td>◎ 『半年』超同居</td> </tr> </tbody> </table> <p>【※注】未婚の子供の場合、適格子供(“qualifying child”: CARES)の要件を満たしていれば、納税者の扶養家族(dependent)でなくても構わない。 例: 数年前に離婚した母親が12歳の適格子供を養育している。母親は、父親から養育費を受領しているため、その子供を扶養家族として申告する権利を放棄した。元夫(父親)は、“Single (単身者)”を用い、その子供を扶養家族として申告した(子供税額控除: child tax creditを用いた)。この状況であれば、母親は適格子供との“Head of Household”を選択可。</p>	親	◎ 扶養家族 (dependent)	× 同居不要 例: 老人ホーム	子供	◎ 扶養家族 (dependent) 【※注】	◎ 『半年』超同居	その他の『親族』	◎ 扶養家族 (dependent)	◎ 『半年』超同居
親	◎ 扶養家族 (dependent)	× 同居不要 例: 老人ホーム								
子供	◎ 扶養家族 (dependent) 【※注】	◎ 『半年』超同居								
その他の『親族』	◎ 扶養家族 (dependent)	◎ 『半年』超同居								
	(5) Single (単身者) 年度末に独身または法的別居状態にある者で、他のどの申告資格にも該当しない者。									

SU1-Q2**1-2. Filing Status****Aランク**

John and Linda Smith are a childless married couple who lived apart for all of the current year. On December 31 of the current year, they were legally separated under a decree of separate maintenance. Based on the facts, which of the following is the only filing-status choice available to them for the current year?

- A. Married filing joint return.
- B. Married filing separate return.
- C. Head of household.
- D. Single.

**SU1-Q2****Answer(D) is correct.**

出題トピック: 申告資格の選択

<ポイント解説>

既婚者	(1) Married Filing Jointly: MFJ / Joint Return (夫婦合算申告)
	(2) Married Filing Separately: MFS / Separate Return (夫婦個別申告)
独身者	(3) Qualifying Surviving Spouse / Qualifying Widow(er) (適格寡婦(夫))
	(4) Head of Household: HOH (特定世帯主)
	(5) Single (単身者)

John氏とLinda氏は、**12/31の時点で法的別居 (legally separated) の状態**にあり、夫婦のステータスを用いることはできない。
扶養家族である子供(親族)がないため、各自“Single(単身者)”として申告を行う。
∴**選択肢(D)**が正解となる。

選択肢(A)(B):

12/31に法的に結婚している夫婦であれば、MFJまたはMFSのいずれかを選択可。
一般的には、MFJを選択したほうが有利となる。

選択肢(C):

扶養家族である子供(親族)がないため、Head of Householdには該当しない。

In 20X1, Lisa was married with two dependent children. Her husband died in April, and she did not remarry before the end of 20X1. Which filing status should Lisa use for her tax return in 20X1?

- A. Single.
- B. Married Filing Jointly.
- C. Head of Household.
- D. Qualifying Surviving Spouse.

出題トピック: 配偶者の死亡年度

<ポイント解説>

配偶者の死亡年度は、特例として、死亡した配偶者とのMFJを用いることができる。
 ∴ 選択肢(B)が正解となる。

Point ! 配偶者と死別 または離婚(法的別居)した独身者の場合

	X1年	X2年	X3年	X4年
死別	MFJ →	Surviving Spouse 2年間		HOH OR Single
離婚 (法的別居)	HOH OR Single	→		

HOH: みなし独身の特例あり

= その配偶者と年度の後半6か月間別居している場合、独身としてみなす。

SU1-Q3

1-2. Filing Status

Bランク

Which of the following is NOT a requirement that must be met in determining whether a married taxpayer is considered unmarried for head of household filing-status purposes?

- A. An individual must file a separate return.
- B. An individual must pay more than one-half the cost of keeping up a home for the tax year.
- C. An individual's home must be, for the entire year, the main home of his/her child, stepchild, or adopted child whom (s)he or the noncustodial parent can properly claim as a dependent.
- D. An individual's spouse must not have lived in their home for the last 6 months of the tax year.

SU1-Q3

Answer(C) is correct.

出題トピック: 特定世帯主(みなし独身)

<ポイント解説> 以下より、**選択肢(C)**が正解となる。

Head of Household 特定世帯主の要件	<ul style="list-style-type: none"> ① 課税年度末の時点で独身(※みなし独身も含む)であり、Qualifying Surviving Spouseに該当しない。 ② 当課税年度の『半年』超の期間にわたり、扶養家族である『親族(3親等以内の親族)』と同居しており家計維持費(※食住のみ)の50%超を負担していること。
-------------------------------	---

Point !

みなし独身

みなし独身規定とは、子供がいる納税者が、**課税年度末の時点で法的には結婚している状態にあるにもかかわらずMFSを選択せざるを得ない状況**にあり(配偶者からMFJのための署名をもらえない状況にあり)、**その配偶者と年度の後半6ヵ月間別居**している場合、独身としてみなすという規定である。当規定は主に配偶者と別居中の母子(父子)家庭を想定したもので、その他の要件を満たしていればHead of Householdを用いることを認めている。なお、もう一方の配偶者は、MFSを用いることになる。

<参考> MFJを用いる場合には、申告書上、夫婦2人の署名が必要である。なお、MFJを用いた場合、未納税額等に対し夫婦が連帯責任を負う(但し、無責配偶者(*innocent spouse*)規定により、連帯責任から救済されることもある)。

Which of the following is NOT a requirement you must meet to claim head of household filing status?

- A. Your spouse did not live in your home during the last 6 months of the tax year.
- B. You paid more than half of the cost of keeping up your home for the entire year.
- C. Your home was the main home of your foster child for the entire year.
- D. You are unmarried or considered unmarried on the last day of the year.

出題トピック: 特定世帯主(同居の要件)

<ポイント解説> 特に同居の要件の比較がポイントとなる。※いずれも“一時的な別居”規定適用。

Qualifying Surviving Spouse / Widow (er)
適格寡婦(夫)

納税者は、当課税年度の『**1年間(Whole year)**』、扶養家族である『**子供**』(※継子・養子・孫を含む。但し、里子を除く。)と同居しており、家計維持費の50%超を負担していること。

『子供』	◎ 扶養家族(dependent)	◎ 『1年間』同居
------	-------------------	-----------

Head of Household
特定世帯主

納税者は、当課税年度の『**半年(Half year)**』超の期間にわたり、扶養家族である『**親族(3親等以内の親族)**』(※里子も含む。)と同居しており、家計維持費の50%超を負担していること。但し、**扶養家族である親とは同居の必要はない**。

親	◎ 扶養家族(dependent)	× 同居不要 例: 老人ホーム
子供	◎ 扶養家族(dependent) 【※注】当厳選ノートp.10参照	◎ 『半年』超同居
その他の『親族』	◎ 扶養家族(dependent)	◎ 『半年』超同居

∴Head of Householdにおいては、1年間(entire year / whole year)ではないため、**選択肢(C)**が正解となる。

Phil is unmarried in 2023. His dependent daughter, Susan, lived with him all year. Property taxes of \$2,500 and mortgage interest of \$5,000 on the home where he and Susan live are divided equally with his ex-wife. Phil paid the utilities of \$200 per month. What amount may Phil use as the costs of keeping up a home to qualify for head of household filing status?

- A. \$6,150
- B. \$4,950
- C. \$3,750
- D. \$9,900

出題トピック: 特定世帯主(家計維持費の50%超)

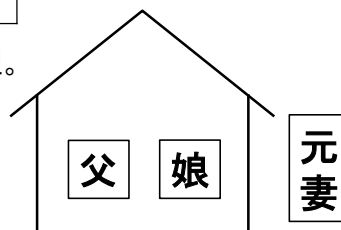
<ポイント解説>

「家計維持費」に含まれるもの 食・住のみ	含まれないもの 衣・その他
固定資産税	衣料費
住宅ローンの借入利息	教育費
賃借料	医療費
水道光熱費	生命保険料
住宅の修繕維持費	交通費
住宅の保険料	休暇費用
食費	納税者・扶養家族による役務提供の価値

自宅の固定資産税と借入利息は、元妻と半分ずつ負担。

∴Head of Household の要件を満たしているかどうかを判断する上でPhil氏が負担した家計維持費は、
 $(\$2,500 \text{ 固定資産税} + \$5,000 \text{ 借入利息}) \times 50\% + \$200 \times 12 \text{ カ月水道光熱費} = \$6,150$

選択肢(A)が正解となる。



SU1-Q7

1-3. Filing Requirements

Cランク

Mr. Todd, who is 43 years old, had lived apart from his wife since May 2023. For 2023, his two children, whom he can claim as dependents, lived with him the entire year, and he paid the entire cost of maintaining the household. Assuming that Mr. Todd cannot qualify to file a joint return for 2023, he must, nevertheless, file a return if his gross income is at least

- A. \$5
- B. \$27,700
- C. \$13,850
- D. \$20,800

SU1-Q7

Answer(D) is correct.

出題トピック: 申告義務

Point !	申告義務	注意点
<p><<原則ルール>> 原則として、納税者のGI\geq Basic standard deduction の場合、申告義務が生じる。</p>	<p>・例外: MFSを選択する場合には、納税者のGIが\$5以上である場合、申告義務が生じる。 ・Additional standard deductionは、「65歳以上の高齢者」が対象となる追加控除額のみ含める(※MFSを除く)。 ※ 自営業者の場合には、左記の原則とは別に、自営業からの所得(純利益)が\$400以上ある場合申告義務が生じる。 ※ 扶養家族(dependent)の場合も、左記の原則とは別に、不労所得を基準とした申告義務の規定がある(当p.23)。</p>	

暗記	2023 Filing Status	Standard Deduction	申告義務	Additional Standard Deduction
	Married Filing Jointly	\$27,700	\$27,700	\$1,500
	Qualifying Surviving Spouse	\$27,700	\$27,700	\$1,500
	Head of Household	\$20,800	\$20,800	\$1,850
	Single	\$13,850	\$13,850	\$1,850
	Married Filing Separately	\$13,850	例外: \$5	\$1,500

<<ポイント解説>> Mr. Toddは、**Head of Household**の要件を満たす。Head of Householdの申告義務(2023)は、**\$20,800**以上である。 **選択肢(D)**

In which of the following situations is no return required to be filed for 2023?

- A. Single, filing status single, under age 65, gross income \$19,850.
- B. Married, joint filing status, both spouses under age 65, gross income \$32,700.
- C. Single, filing status single, age 70, gross income \$15,300.
- D. Married, separate filing status, age 65, gross income \$10,000.

出題トピック: 申告義務

<ポイント解説>

選択肢(A): Singleの申告義務(2023)は
\$13,850 < GI \$19,850

選択肢(B): MFJの申告義務(2023)は
\$27,700 < GI \$32,700

**選択肢(C): Singleで65歳以上の申告義務(2023)は
\$13,850 + \$1,850 = \$15,700 > GI \$15,300
∴**選択肢(C)**が正解となる。**

選択肢(D): MFSの申告義務(2023)は
常に\$5 < GI \$10,000

SU1-Q9

1-3. Filing Requirements

Bランク

Which of the following statements is true regarding the filing of a Form 4868, *Application for Automatic Extension of Time to File U.S. individual income Tax Return*, for your 2023 tax return?

- A. Interest is not assessed on any income tax due if a Form 4868 is filed.
- B. Form 4868 provides the taxpayer with an automatic additional 8-month extension to file.
- C. Even though you file Form 4868, you will owe interest and may be charged a late payment penalty on the amount you owe if you do not pay the tax due by the regular due date.
- D. A U.S. citizen who is out of the country on April 15 will be allowed an additional 12 months to file as long as “Out of the Country” is written across the top of Form 4868.

SU1-Q9

Answer(C) is correct.

出題トピック: 申告期限と延長

Point !	暦年課税年度の場合 4/15 ※土日祝日の場合は翌営業日。 ※納税者が課税年度の途中で死亡した場合も、死亡日までの所得を計算して申告義務があれば申告が必要となり、個人所得税の申告期限は上記と同様である。
Due Date 申告期限	※Form1040NRを提出する非居住外国人(nonresident alien)の申告期限は、暦年課税年度採用の場合、 6/15 となる(但し、給与所得が源泉徴収の対象となっている非居住外国人の申告期限は原則の4/15までとなる)。
Extension 延長	Form 4868を提出するまたはクレジットカードで必要な納税を済ませることにより、 申告書の提出期限を6カ月延長 可(暦年の場合 10/15 まで)。 ※ 税の納付期限は延長されない。 ※ 特例 :4/15の時点で米国外に居りなおかつ事業の本拠地が米国外にある米国民及び居住者は、 2カ月自動延長 となる(6/15まで)

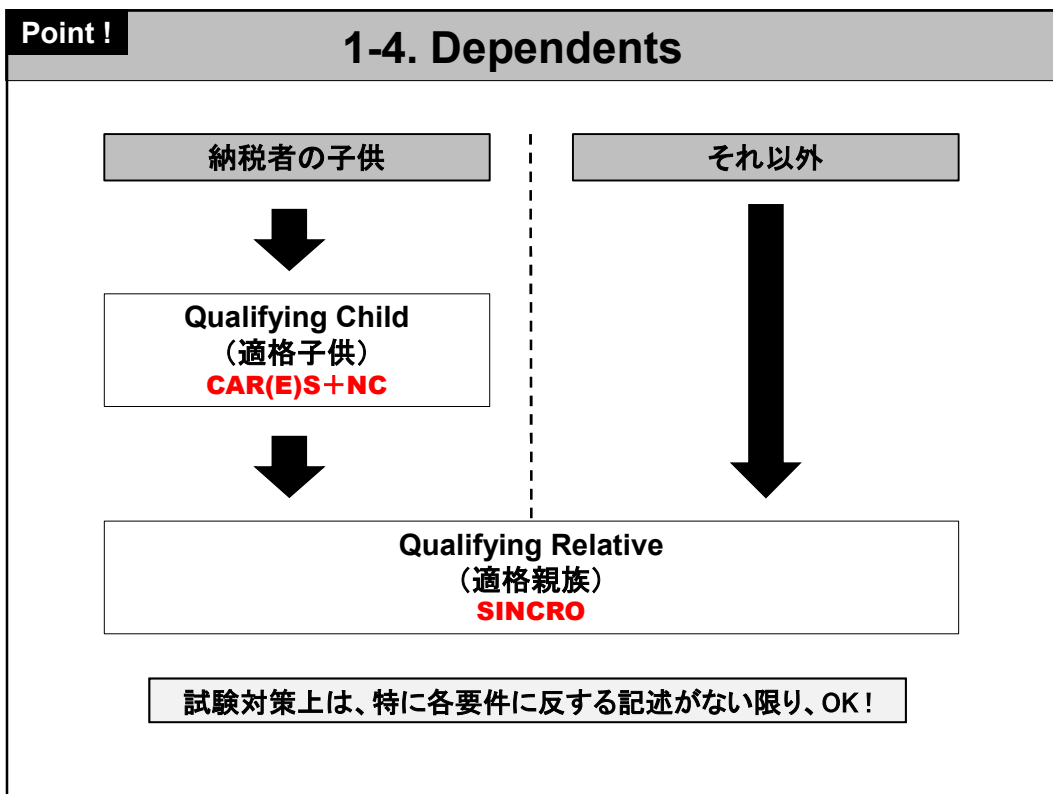
<ポイント解説> 選択肢(A): 税の納付期限は延長されないため、4/15の時点で未納税額がある場合には、未納税額に対し「延滞納付に関する罰則金 (Failure-to-Pay Penalty)」および「延滞利息」が課せられる。∴誤り。

選択肢(B): 8カ月ではなく、6カ月である。∴誤り。

選択肢(C): 上記解説より、正しい。

選択肢(D): このような規定はない。∴誤り。

Point !	
1-4. Dependents	
税法上の扶養家族	
納税者は、以下いずれかの規定の要件を満たした者を、扶養家族として申告することができる。 ※納税者は、配偶者を扶養家族として申告することはできない。	
Qualifying Child (適格子供) CAR(E)S+NC	Qualifying Relative (適格親族) SINCRO
①Close Relationship Test【関係の要件】 納税者の子供(※継子、里子、養子、兄弟姉妹、 継兄弟姉妹、孫を含む)であること。 ※違法な関係(例:誘拐した子供)は不可。	①Support Test【扶養の要件】 納税者が扶養家族となる者の生活費の50%超 を負担していること。 ※生活費には、衣食住、 医療費、教育費、交通費等が含まれる。
②Age Limit Test【年齢の要件】 課税年度末の時点で19歳未満、または24歳 未満のフルタイムの学生であること。 ※障害者の場合は、年齢に関係なく、この要件を満たす。	②Gross Income Test【総所得の要件】 扶養家族となる者のGIが\$4,700(2023)未満で あること。※非課税所得はこの計算には含まれない。
③Residency Requirement【同居の要件】 半年超の期間、納税者と同居していること。 ※学校・休暇・入院などによる“ 一時的な別居 ”期間 については同居していたとして扱う。	③Not Joint Return【夫婦合算申告の要件】 扶養家族となる者がその配偶者とMFJしていな いこと。※但し、全額還付目的の場合には構わない。
④Eliminate GI Test =所得制限ナシ。	④Citizenship Test【国籍の要件】 扶養家族となる者が米国民または 米国、カナダ、メキシコの居住者 であること。
⑤Support Test【扶養の要件】 その子供が自身の生活費の50%超を負担して いないこと。※納税者自身が援助している必要はない。 +	⑤Relationship Test【関係の要件】 扶養家族となる者が3親等以内の親族(※姻戚、 元姻戚も含む)である、 OR 1年間同居していること。
⑥Not Joint Return【夫婦合算申告の要件】	
⑦Citizenship Test【国籍の要件】	



In meeting the “gross income” test for claiming his father as a dependent, a taxpayer had to consider the income received by his father. This income included gross rents of \$4,000 (expenses were \$2,000), mutual fund municipal bond interest of \$1,200, corporate bond interest of \$1,000, dividends of \$1,400, wages of \$2,000, and Social Security of \$4,000. What is the father’s gross income for dependency test purposes?

- A. \$2,000
- B. \$8,400
- C. \$9,600
- D. \$11,600

出題トピック: 扶養家族: SINCRO (総所得の要件)

<ポイント解説>

“Qualifying Relative”における総所得の要件は、扶養家族となる者のGIが\$4,700 (2023)未満であること。

※非課税所得(例: 非課税の地方債利息・社会保障給付)はこの計算には含まれない。

※不動産賃貸所得については、経費を差し引く前の賃貸収入をこの計算に含める。

自営業者の事業所得についても、経費(売上原価を除く)を差し引く前の事業収入をこの計算に含める。

父親のGI

= \$4,000 gross rents: 賃貸収入 + \$1,000社債利息 + \$2,000給与 + \$1,400配当

= **\$8,400** ∴ **選択肢(B)**が正解となる。

Luis and Rosa, citizens of Costa Rica, moved in 2021 to the United States, where they both lived and worked. In 2023, they provided the total support for their four young children (all under the age of 10). Two children lived with Luis and Rosa in the U.S., one child lived with his aunt in Mexico, and one child lived with her grandmother in Costa Rica. None of the children earned any income. All of the children were citizens of Costa Rica. The child in Mexico was a resident of Mexico, and the child in Costa Rica was a resident of Costa Rica. How many total dependents may Luis and Rosa claim on their 2023 joint income tax return?

- A. 0
- B. 2
- C. 3
- D. 4

出題トピック: 扶養家族: **SINCRO**および**CARES+NC** (国籍の要件)

<ポイント解説>

“Qualifying Relative”における国籍の要件は、扶養家族となる者が米国市民または**米国・カナダ・メキシコの居住者**であること。

4人の子供のうち、米国・メキシコ居住者の**3人の子供**はこの要件を満たす。
∴**選択肢(C)**が正解となる。

コスタリカ国籍		
米国・メキシコ居住者		コスタリカ居住者
父	母	
子	子	
	おば	祖母
	子	子

Mrs. Brown had taxable income of \$600, Social Security benefits of \$1,800, and tax-exempt interest of \$200. She used all of these amounts for her own support. Her son paid the rest of her support. Which of the following amounts of support paid by her son would meet the support test to allow him to claim Mrs. Brown as dependent?

- A. \$900
- B. \$1,800
- C. \$2,100
- D. \$2,700

出題トピック: 扶養家族: **SINCRO** (扶養の要件)

<ポイント解説>

“Qualifying Relative”における扶養の要件は、納税者が扶養家族となる者の**生活費の50%超**を援助していること。

※ここでいう生活費には、**衣料費・食費・住居費・医療費(医療保険料を含む)・教育費・交通費等が含まれる。**

息子は、母親の生活費の50%超、つまり母親自身が負担している生活費**\$2,600**(= \$600+\$1,800+\$200)を超える金額を援助している必要がある。

∴**選択肢(D)**が正解となる。

Online**1-5. Dependent's Unearned Income****Bランク**

Marcy, age 12, earned \$400 from babysitting during 2023. Her parents claim her as a dependent. She also had interest and dividends of \$3,000 during the year. She did not itemize deductions. What is her net unearned income for 2023?

- A. \$3,400
- B. \$3,000
- C. \$1,750
- D. \$500

**Online****Answer(D) is correct.**

出題トピック: 親の扶養家族である子供の不労所得 (“Kiddie Tax”)

<ポイント解説>

①18歳未満の未成年の子供または②24歳未満のフルタイムの学生でその勤労所得が自身の生活費の50%を超えていない子供に**純不労所得 (net unearned income)**がある場合、子供の申告書上、純不労所得の部分にはその親と同じ税率(親の限界税率)が適用される。これは、扶養家族を利用した所得分散による節税を規制することを目的にした規定である。なお、子供の勤労所得には子供自身の税率が適用される。

Point ! **純不労所得 (net unearned income : NUI) とは？**

子供の不労所得から原則**\$2,500**(= \$1,250 + \$1,250)を差し引いた金額をいう。

∴子供の不労所得\$3,000 - **\$2,500** = NUI \$500 **選択肢(D)**が正解となる。

子供の不労所得に対する課税	
2023	
0 - \$1,250	申告義務なし
\$1,251 - \$2,500	子供本人の税率適用
\$2,501 and over	親の限界税率適用

←親の申告書上で扶養家族となっている上記

①②の子供の不労所得およびGIが原則**\$1,250**以上あれば、子供自身で申告が必要となる。

また、子供の不労所得が配当および利子所得のみで\$1,250超\$12,500以下であれば子供自身が申告しないで、子供の純不労所得を親の所得に合算することを選択可。

SU1-Q19

1-6. Nonresident and Dual-Status Aliens

Bランク

Jean Blanc, a citizen and resident of Canada, is a professional hockey player with a U.S. hockey club. Under Jean's contract, he received \$68,500 for 165 days of play during the current year. Of the 165 days, 132 days were spent performing services in the United States and 33 playing hockey in Canada. What is the amount to be included in Jean's gross income on his Form 1040NR?

- A. \$0
- B. \$34,250
- C. \$54,800
- D. \$68,500

所得の種類	所得の源泉地(原則)
利息及び配当	支払者の居住地国
人的役務報酬	役務の提供地
事業所得 ・購入した商品の販売 ・生産した商品の販売	所有権の移転が行われた場所 生産地と販売地で按分する。
不動産の賃貸所得・譲渡所得	対象資産の所在地

SU1-Q19

Answer(C) is correct.

出題トピック: 非居住外国人の申告

申告対象の所得について

1) 米国市民および居住外国人 (citizen and resident alien)

「米国外(外国)源泉所得」を含む「全世界所得」に対し申告義務・納税義務が生じる。

※居住外国人とは①②のいずれかに該当する者をいう。

① 米国グリーンカードの保持者 (green card test)

② 実質的滞在要件 (substantial presence test)

実質的滞在要件に該当する居住外国人とは、一般に、以下の者をいう。

・申告年度の米国滞在日数が年間31日以上、なおかつ、

・申告年度の米国滞在日数の100%

+前年度における米国滞在日数の3分の1

+前々年度における米国滞在日数の6分の1を合計した日数が**183日**以上。

但し、納税者のビザがTeacher, Trainee またはStudentに該当する場合、実質的滞在要件が免除され(米国滞在日数がゼロとみなされ)非居住外国人となる。

2) 非居住外国人 (nonresident alien)

Point !

「米国内源泉所得」についてのみ申告義務・納税義務が生じる。

非居住外国人は一般にForm1040NRを用いて申告を行うが、項目別控除 (itemized deductions)のみ可などの一定の制限がある。

<ポイント解説> 本問における「米国内源泉所得」の計算は、日数で按分する。

∴\$68,500 × 132/165日 = \$54,800 選択肢(C)が正解となる。